

# 新潟県臨時的任用職員（総合土木又は行政事務）募集のお知らせ

令和8年3月12日  
新潟県長岡地域振興局

受付期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月26日（木）まで  
考査日 令和8年3月30日（月）

◎ 新潟県長岡地域振興局地域整備部で勤務する臨時的任用職員（総合土木又は行政事務）を募集します。

## ● 臨時的任用職員とは

正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

## ● 勤務予定期間

令和8年4月16日から令和8年10月15日まで（3人のうち1人は6月30日まで）

※更新により令和9月31日まで延長する場合があります。

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

## 1 採用人数・業務内容等

種類	人数	業務内容	勤務場所
総合土木 又は 行政事務	3人	土木事業に関する設計・積算、工事監理に関する業務等又は土木事業に関する各種調査集計業務等	長岡地域振興局 地域整備部

## 2 応募の要件等

### （1）資格又は免許等

職種	資格要件
総合土木への 応募の場合	次のいずれかに該当する人 ア 高等学校又は大学等で主として土木（工学）又は農業土木（工学）に関する科目を履修し卒業した人 イ 土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の実務経験を有する人 ウ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人
行政事務への 応募の場合	高校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人

### （2）その他

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

### 3 選考考査の実施

#### (1) 考査当日の受付

日 時	受付会場	住 所 等
令和 8 年 3 月 3 0 日（月） （時間等詳細は別途連絡します。）	新潟県長岡地域振興局 2 階地域整備部庶務課 庶務係	長岡市沖田 2 丁目 173 番地 2 TEL 0258-38-2617

#### (2) 考査の内容

考 査 の 方 法	考 査 の 内 容
面接考査 受付後に宣誓書に記名していただきます。	臨時的任用職員として、職務への適性等について、面接考査を行います。

#### (3) 受験にあたっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場までお越しください。遅刻者は受験できません。
- イ 黒のボールペンを必ず持参してください。
- ウ ゴミは、各自持ち帰ってください。

### 4 考査結果（合否）の通知

選考考査後概ね 1 4 日以内に、受験者全員に文書で合否を通知します。

### 5 考査結果の情報提供について

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話による請求はできません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	提供場所
選考考査 の受験者	選考考査の 総合ランク	選考考査の結果（合否） 通知日から 1 か月間 （土、日、祝日を除く）	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	長岡地域振興局 地域整備部

### 6 勤務予定期間

令和 8 年 4 月 1 6 日から令和 8 年 1 0 月 1 5 日まで（3 人のうち 1 人は 6 月 3 0 日まで）

※更新により令和 9 月 3 月 3 1 日まで延長する場合があります。

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

## 7 勤務条件

### (1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間：正午から午後1時まで）

### (2) 給料

学歴、勤務経験等により異なりますが、大卒新卒者（22歳）の場合、概ね月額230,979円です。

### (3) 諸手当

ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

### (4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

〔例〕・職務上知り得た秘密を漏らすこと

・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

## 8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記(4)の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ) ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考考査申込」と朱書してください。
(2) 添付書類	・「2応募の要件等」の(1)アに該当する場合は、卒業証明書及び成績証明書の原本（成績証明書が卒業証明書を兼ねる場合は、成績証明書のみで可） ・「2応募の要件等」の(1)ウに該当する場合は、資格証明書の写し又は資格を証明する書類の原本
(3) 申込受付期間	令和8年3月12日（木）から令和8年3月26日（木）まで ※ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受付 （ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）
(4) 問い合わせ先 及び申込先	長岡地域振興局地域整備部庶務課庶務係 〒940-8567 長岡市沖田2丁目173番地2 ☎ 0258-38-2617